

対話会等で聴取した分類・償却・引当に関する実務の例①

金融機関の声

考えられる融資行動と リスクの分析方法

リスクの引当への反映

検査・監督上の 検討項目

(注)本資料は、あくまで対話会等で出された主な金融機関の声及びそれに基づいた事務局の分析について、研究会において議論して頂くために紹介するものであり、当局として新しい検査・監督の方向性を示すものではない。

<他と異なるリスクがある貸出先は、別途グルーピングして引当(創業資金融資・ミドルリスク先融資)>

① 新たに取り組む創業資金融資先や改善支援先(ミドルリスク先)に対する新たな貸出を、別途他の貸出と区分した上で、当面は貸出当初から要管理先と同じ引当率を適用し、倒産実績等のデータが蓄積したところで、当該実績に基づく引当率に代替(信金)

- ✓ 地域の創業支援ニーズに応えるために、新たに創業資金融資に取り組んでいる
- ✓ 財務諸表上信用状態がやや悪化している先であっても、事業を見て改善が見込まれる先に対し、本業支援とセットで資本類似の長期ローンに取り組んでいる
- ✓ 従来の融資商品・顧客層とは異なるリスクを適切に把握

- ✓ 新たに取り組む融資であるため過去の貸倒実績がないものの、相対的にリスクが高い分野に取り組むため、グルーピングして当該リスクに応じた引当を計上している

- ✓ 融資審査態勢や期中管理態勢の実効性をどのように評価すべきか
- ✓ データ蓄積が十分でない状況で数値の客観性をどのように評価すればよいか

<他と異なるリスクがある貸出先は、別途グルーピングして引当(自動車部品製造業)>

② 自動車メーカーの協力会社に対する融資を行う際に、経済状況や産業構造の変化に起因する受注量の増減見込みに応じて債務者区分を変更するなど、機動的に引当を実施(信金)

- ✓ 自動車産業への貸出割合が高く、景気急変時に大きな影響を受ける顧客が多いため、景気急変時には早めに影響を察知し、事業者に与える影響を最小化するために適切な支援を行う方針
- ✓ 自動車産業は部品の商流が明確であり、受注量の増減を見込みやすいため、各部品メーカーのリスクを踏まえた融資を行っている
- ✓ 早く支援を行うために、早くリスクを認識

- ✓ 経済状況や産業構造の変化に起因する影響が個別の債務者の損益に反映されていない段階であっても、特に影響を受ける部品メーカーのグループについて、受注量の増減を見込んでリスクを認識し、引当に反映している

- ✓ 個別の債務者の損益に反映されていない段階で、経済状況や産業構造の変化に起因する特定のグループへの影響をどのように評価し、推計すればよいか
- ✓ 特に引当金を取り崩す局面での妥当性をどう判断するか

<他と異なるリスクがある貸出先は、別途グルーピングして引当(外航船貸渡業)>

③ 外航船貸渡業について、今後数年間で予想される収支マイナス額を現在保有している現預金で賄えないと判断され、かつ、貸出条件変更を申し出る可能性が高いと判断された場合、要注意先であっても要管理先と同等の引当金を計上(銀行)

- ✓ 特定の産業に対する融資を推進しているが、他方、当該業種の担保の価格変動が大きく、担保不足となるおそれがあるため、担保処分ではなく主にキャッシュ・フローから回収する方針
- ✓ そのため、傭船料の変動等による顧客の事業の将来キャッシュ・フローの変動を早めに把握し、リスクを適切に管理

- ✓ 金融機関の貸出ポートフォリオに占める割合が相対的に高く、かつ景気変動による将来キャッシュ・フローへの影響が大きい産業についてフォワードルッキングに将来キャッシュ・フローの変動によるリスクを把握し、引当に反映している

対話会等で聴取した分類・償却・引当に関する実務の例②

金融機関の声

考えられる融資行動と リスクの分析方法

リスクの引当への反映

検査・監督上の 検討項目

<他と異なるリスクがある貸出先は、別途グルーピングして引当(不動産業)>

④ 賃貸不動産向け融資について、人口動態等にも着目して地域毎の家賃下落幅や空室率を予測し、これに基づいて、引当の水準を債務者区分ごとではなく地域ごとに調整できないか検討中(銀行)

⑤ 景気変動の影響を受けにくい賃貸不動産への融資については、損切りポイントを設定していることもあり、将来の景気変動の影響を引当に反映させる必要は感じていない(信組)

⑥ 景気変動の影響を受けやすい開発案件や建売案件を扱う場合には、足元や将来の景気変動の影響を引当に反映させる必要(信組)

- ✓ 不動産業といっても、賃貸(商業・居住)、開発、建売といった業種や地域によって、リスクの分析方法が異なるのではないか
- ✓ 例えば、賃貸不動産は、賃料、空室率、キャッシュフローにより返済可能性が変動する一方、開発業は出口の販売価格により返済可能性が変動する。また、賃貸不動産であっても、地域の経済環境や人の動きの影響を強く受けるグループもあれば、適切に期中管理を行うことで影響を最小限に抑えることができるグループも存在する可能性
- ✓ 他方、開発業や建売業は、地域の不動産価格の変動が、販売価格に影響する傾向にあるため、信用リスクに影響を与える要因が賃貸業とは異なる
- ✓ 状況の変化の影響が個別債務者の収益に現れるまでにタイムラグがあるが、早い段階でリスクを認識している

- ✓ 不動産賃貸、不動産開発、建売等不動産業の特性や地域の特性を踏まえて、将来の景気変動の影響を引当に反映する
- ✓ 例えば、地域経済や人口動態から受ける影響が大きい賃貸不動産のグループについては、当該影響が個別債務者の収益に現れていない段階であっても、特定地域の賃料と空室率の変動により見込まれるリスクを引当に反映する
- ✓ 不動産価格の変動の影響が大きい開発案件や建売案件のグループについては、不動産価格マーケットの動きにより見込まれるリスクを引当に反映する

- ✓ 個別の債務者の損益に反映されていない段階で、経済状況や産業構造の変化に起因する特定のグループへの影響をどのように評価すればよいか
- ✓ 不動産価格が下落しても一定のリスク管理により、その影響を直ちに受けない(下落幅に比して引当が抑えられる)とされるグループへの引当方法の妥当性をどう担保するか(トラックレコード等)

<破綻懸念先の長期的な支援と損失見込期間の長期化>

⑦ 破綻懸念先のⅢ分類額に対する引当率を算出する際に長期の損失見込期間を設定し、当該期間の貸倒実績に基づき引当率を算出(複数)

- ✓ 顧客と長期的な関係を維持したいという方針であり、顧客が破綻懸念先に区分されても、できる限り継続的な関係を維持する方針
- ✓ 他方、長期間を通じた顧客のリスクを把握したいが、3年間の損失のみを見込むのではリスクの過小評価になってしまうおそれ

- ✓ 3年間の損失のみを見込んで引当率を計測すると、引当が過小となってしまうおそれがあるため、貸出の実質的な残存期間を考慮し、当該期間の貸倒実績を集計し、貸倒実績率を算出

- ✓ 破綻先送り(塩漬け)のインセンティブを生まないか
- ✓ 長期にわたって破綻しない先が多いということは、そもそもグルーピングに問題があるのではないか

対話会等で聴取した分類・償却・引当に関する実務の例③

金融機関の声

考えられる融資行動と リスクの分析方法

リスクの引当への反映

検査・監督上の 検討項目

<全体として景気変動の影響を受けにくい融資ポートフォリオ>

⑧ 当金庫は、営業エリア内に多くの業種が満遍なく存在するため、全体として景気動向の影響を受けにくい融資ポートフォリオ構成を維持していると考えます。また、経営改善計画を作ったとしてもそれだけでランクアップさせず計画の進捗状況を必ず確認した上で区分しており、その旨を開示している。そのため、外部環境が変化したとしても全体としての引当率は調整する必要がないのではないかと(信金)

✓ 特定の業種への偏りがなく、景気動向の影響を受けにくい融資ポートフォリオを構築し、維持している

✓ その上でポートフォリオの特性に変化がないなら、ショック時にもポートフォリオ全体として過去の貸倒実績率をそのまま採用している

- ✓ 全体として景気変動の影響を受けにくい融資ポートフォリオが構築されているか否かを検証する必要
- ✓ 追い貸しなどにより破綻を先送りするなどによって見かけ上損失が安定している場合はないか
- ✓ 融資方針が変わっていないことを確認する必要

<実効的な支援態勢によるリスクの軽減>

⑨ 経営再生支援態勢を整備し、実績も出ているため、実効的な支援を行う態勢(プロセス)自体を評価して、当該支援先をグルーピングの上、引当率を調整することができないかと(信金)

- ✓ 顧客に中小零細企業が多いため、紙ベースでの経営改善計画を策定するよりも、真に重要な経営上の課題を明らかにした上で、その対応策を実行しているかを金融機関がモニタリングし支援する方針
- ✓ このような中小零細企業に対する実効的な支援を行い、顧客の信用状態を改善することで資金ニーズを開拓する方針

✓ 特に中小零細企業については、経営改善計画が策定されていなくても、実効的な支援を行うことにより、信用リスクを軽減することは可能であるため、軽減されたリスクを引当に反映したい。プロセス自体を評価してほしい

- ✓ 実効的な支援態勢が構築されているかどうかをどのように評価するか
- ✓ 再生の見込みが薄いにもかかわらず、当該プロセスの対象になっているとして引当が低くならないようにするにはどうしたらよいか

対話会等で聴取した分類・償却・引当に関する実務の例④

金融機関の声

考えられる融資行動と リスクの分析方法

リスクの引当への反映

検査・監督上の 検討項目

<破綻懸念先の事業継続可能性の評価方法>

⑩ 破綻懸念先に長期間とどまっている先について、清算バランスを考慮した債務超過額に当金庫からの融資シェア(非保全)を乗じた額をベースに、事業継続可能性に関する複数の定性情報(後継者の有無、経営者の情報など)を加味してスコアリングを行い、その点数に応じて回収不能額を見積り、引当を行う(信金)

- ✓ 地域の中小企業と長期的な関係を維持する方針であり、顧客が破綻懸念先に区分されても、できる限り継続的な関係を維持する方針
- ✓ 一方で、DCF法等により事業キャッシュフローを正確に見積もることが困難

- ✓ 定性情報を含め事業継続可能性を推定した上で、当該グループ全体として必要な引当を総額として確保している
- ✓ キャッシュフローを直接推計することが困難であるため、スコアリングにより事業継続可能性を評価している

- ✓ スコアリングによる事業継続可能性の評価の正確性をどのように確認すべきか
- ✓ 全体としての引当額の十分性をどう検証したらよいか

<破綻懸念先の評価方法>

11 一定期間以上破綻懸念先に留まり、翌期にランクアップする見込みがない場合、過去の実績値を踏まえⅢ分類額に対する予想損失率を100%とすることを可能としている(銀行)

- ✓ 顧客が破綻懸念先に区分されても、できる限り継続的な関係を維持する方針
- ✓ 経営不芳先は再建に向けた支援を行う方針だが、再建可能性が低い先も存在
- ✓ 実際に再生が可能かどうかは手がけてみないと分からない

- ✓ 過去の実績値を踏まえると、一定期間破綻懸念先に留まる先の多くは破綻懸念先からランクアップしないため、将来貸し倒れる可能性が非常に高いというリスクを認識し、引当に反映している
- ✓ 同じ債務者区分でも、改善の可能性に差異があるため、それを引当に反映している

- ✓ 再生の可否を見極める期間はどの程度が適当か(あまり長いと損失先送りになる可能性)
- ✓ Ⅲ分類額に対する信用リスクを全て引当でカバーしていることにより、再生支援に消極的にならないか

対話会等で聴取した分類・償却・引当に関する実務の例⑤

金融機関の声

考えられる融資行動と リスクの分析方法

リスクの引当への反映

検査・監督上の 検討項目

<大口与信先のリスク>

12 大口与信先に対する融資に関しては、要管理先や破綻懸念先に限ることなく、個別に予想損失額を見積りたい(信金)

- ✓ 大口与信先が、融資ポートフォリオの中で一定額以上の割合を占めているが、経済環境等の影響を受けて大きく損益が変動する先が多いため、特に注視しつつ融資を行っている
- ✓ 当該大口与信先はリスク特性の個別性が強いため、個々に信用リスクを判断したい
- ✓ 他方、融資先の多くは中小企業であり、融資額も少額であるところ、仮にその損失率をそのまま正常先である大口先にも適用すると、リスク特性が異なるデータで将来損失の予測をすることになる

- ✓ 正常先であっても、潜在的なリスクが認められる大口与信先については、集合的なリスクの評価に馴染まないため、個別に信用リスクを評価し、将来の予想損失額を見積もりたい
- ✓ また、従来の自己査定と引当の枠組みでは、債務者区分の変更に伴う引当の追加繰入又は戻入が多額となり、実態との乖離が大きくなりうるため、シームレスに予想損失額を見積もりたい

- ✓ 信用毀損に至っていない貸出先(特に全額返済されると見込まれている大口の正常先)に対する予想信用損失額を個別に見積もる場合、どのような方法があり得るか
- ✓ 他方、引当金を取り崩す場合の妥当性をどう判断するか

<資金使途や融資期間に応じたリスク>

13 検査マニュアルが導入される前は、短期運転資金、経常運転資金、設備資金といった資金使途に着目して、債権の分類が行われていた。資金使途に応じて引当方法を変えたい(銀行)

- ✓ 顧客が実質債務超過か否かのみに着目するのではなく、事業の将来性、資金使途等に着目して、きめ細やかに融資の可否を判断する方針
 - ー設備資金を融資する場合、通常は事業収益から返済を行っていくことになるため、事業の将来性を評価して返済可能性を判断する
 - ー経常運転資金を融資する場合、不良在庫の発生の有無、売上債権、在庫、仕入債務の状況などから、資金が正常に回転するかどうかに着目して返済可能性を判断する

- ✓ 左記のような資金使途の違いを勘案して、グルーピングをしたり、個別に予想損失額を見積もる

- ✓ 資金使途の違いをグルーピングや個別の予想損失額の見積りに反映させる場合、どのような評価方法があり得るか
- ✓ 資金使途が違ってても融資先が倒産してしまえば、担保等を除いて回収額に差がないと考えられる中、引当方法に差を設けることは妥当か